

岩倉市手数料条例の一部を改正する条例による新旧対照表

新					旧					
別表第9（第4条関係）					別表第9（第4条関係）					
種類	単位	金額	徴収の時期	備考	種類	単位	金額	徴収の時期	備考	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
放課後児童健全育成手数料	通年利用するとき	1月	3,000円	毎月の末日まで	土曜日及び岩倉市立学校管理規則	放課後児童健全育成手数料	1月	3,000円	毎月の末日まで	土曜日及び岩倉市立学校管理規則
	学校の休業日等のみ利用するとき	学年始休業日等（4月1日から第1学期始業式の日までをいう。）	900円	4月末日まで	（昭和46年岩倉市教育委員会規則第6号）第6条に規定する学校の休業日の午前7時30分から午前8時までは1日につき50円、午後6時から午後6時30分までは1日につき50円、午後6時から午後7時までは1日につき100円を加算する。ただし、加算した手数料の徴収の時期は、翌月の末日（学校の休業日等のみ利用するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期）とする。					
	夏季休業日等（第1学期終業式の日から第2学期始業式の日までをいう。）のうち第1学期終業式の日から7月31日まで	1,400円	7月末日まで	(1) 学年始休業日等 5月末日						
夏季休業日等のうち8月1日から第2学期始業式の日	3,000円	8月末日まで	(2) 夏季休業日等のうち第1学期終業式の日から7月31日まで 8月末日 (3) 夏季休業日等							

	まで		のうち8月1日 から第2学期始 業式の日まで						
	冬季休業日等 (第2学期終 業式の日から 第3学期始業 式の日までを いう。)	1,000円	12月末日 まで	9月末日 (4) 冬季休業日等 1月末日 (5) 学年末休業日 等 4月末日					
	学年末 休業日 等(修 了式の 日から 3月 31日 までを いう。)	900円	3月末日ま で						